

イギリス「私会社」制度の立法過程（補論）

—ローアバーン委員会報告書を中心として—

一序

今野裕之

小規模閉鎖的株式会社制度の嚆矢であるイギリス「私会社」(private company)制度の立法過程については、かつて、イギリス議会議事録を中心に解明を試みたことがある。⁽¹⁾ 前稿においては、主として、私会社の法制化ならびに私会社に対する計算書類開示義務の免除が議会において認められるに至る過程を明らかにしようとした。しかし、その際、私会社を初めて法制化した一九〇七年会社法 (Companies Act 1907 (7 Edw. VII c. 50)) の法案作成の基礎となったローアバーン委員会報告書 (Loreburn Report: 正式には Report of the Company Law Amendment Committee, (Cmd. 3052, 1906)) であるが、以下、上記通称で引用する) についての検討は、同報告書を当時入手していなかったため、他の文献によらざるをえなかった。しかも、同報告書については文献により矛盾した引用が見られ、これは今日まで疑問のままであった。すなわち、ある者はローアバーン委員会報告書が私会社に対する開示義務の免除を容認したかのような引用を行ない、⁽²⁾ またある者はそうした提言は全くなかったとしていた。⁽³⁾

この度ようやく同報告書を入手することができた。⁽⁴⁾そこで本稿においては、同報告書の私会社に関する提言を中心に紹介し、前稿に対する若干の資料的補完を行ないたい。

- (1) 今野裕之「イギリス『私会社』制度の立法過程——イギリス議会議事録から——」二橋論叢(二橋大)八二巻三号(一九七九年)一〇七頁以下(以下「前稿」と略称)。
- (2) I. C. Schmitthoff et al., *Palmer's Company Law*, 12 (23rd ed. 1982). なお、この引用箇所を示す同書二二頁註(28)は、*Cnd. 3056/1906, para. 46* となつてゐるが、これは *Cnd. 3052/1906, para. 46* の誤りであらう。
- (3) I. A. Levy, *Private Corporation and their Control*, 159 (1950); C. Schmitthoff, *How the English discovered the Private Company*, in: *Quo Vadis, Ius Societatum? Liber Amicorum Pieter Sanders*, 188 (P. Zonderland ed. 1972).
- (4) ロアバーン委員会報告書のコピーを入手するについては、ロンドン留学中であつた工学院大学専任講師・済藤友明氏の手を煩わした。記して謝意を表す。

二 ロアバーン委員会の目的および性格

ロアバーン委員会は、「ジョイント・ストック・カムパニーに関する諸法令にいかなる改正が必要かを審議し、商務省に答申する」ために、一九〇五年二月二八日に設置された。⁽⁵⁾右名称は、同委員会の初代座長であつた大法官ロアバーンの名をとつた通称であり、正式名称は「会社法改正委員会」である。この委員の中には、私会社制度の創造者であり且つ普及者であるといわれるフランシス・B・パーマーの名前も見られる。パーマーこそは、夙に小規模企業による株式有限責任会社形態の利用の利点を説き、ついにその利用の慣行化から私会社の法制化へと導いたのであつた。⁽⁶⁾

ロアバーン委員会の目的はかなり広く、商務省によれば「同委員会は、いかなる手段によつてジョイント・ス

トック企業の振興を最大限に図ることができ、且つ、法の趣旨に反する実務慣行を最も効果的に抑制することができるかにつき検討する」ものとされたが、同委員会はその審議の対象を次の四点に絞った。(一)目論見書を発行することなしに株式を公募する会社の増加に関する件、(二)国内において企業活動を行ない資本を調達する会社の国外での登記に関する件、(三)担保の登記に関する一九〇〇年会社法の規定の拡充に関する件、(四)一八六二年会社法第一付則附表Aの改正に関する件である。⁽⁷⁾

こうした問題に取り組む同委員会の基本的な姿勢は、一方で会社企業の経済的重要性を十分に認識するとともに、他方でその利害関係者の保護に配慮するというものであった。すなわち、同委員会によれば、会社企業の大部分は誠実に設立され、経営されていると信じ、現行の会社制度は正しく運用されていると確信するが故に、かくも重要性を有するものの利害にかかわる立法には細心の注意を要し、また、詐欺の防止はあらゆる妥当な手段を講じても図られるのが望ましい一方、その下で誠実な企業が永年にわたり発展し、なお発展し続けている会社制度の利便性と有利性を不当にそがないように最大限の注意が払われねばならないとされた。⁽⁸⁾

(5) Loreburn Report, para. 1.

(6) Manson, *The Evolution of the Private Company*, 26 L. Q. Rev. 13 (1910). マンソンは一八七七年に既に私会社に関する著書を公刊している (F. Palmer, *Private Companies and Syndicate*, (1877))。同書はその後かなり版を重ね、一九〇二年には一七版が出ている。現在手元にあるのはケインにより改訂され書名の一部も変更されているが、その四版である (T. Cain, *Palmer's Private Companies: Their Formation and Advantages and the Mode of Converting a Business into a Private Company*, (42nd ed. 1961))。この一事をマンスンが「私会社制度普及に対するマンソンの貢献は想像に難くない。」

(7) Loreburn Report, para. 1.

(8) *Id.* para. 4-8.

三 ローアバーン委員会報告書の内容

ローアバーン委員会報告書は全体で四四頁、そのうち主要報告部分は二六頁、九〇項からなる。⁽⁹⁾ その主な内容は次のとおりである（括弧内の数字は同報告書の「項」を示す）。

近時における会社登記の減少（九一―一六）

目論見書利用の減少（一七）

国外における会社の登記ならびにイギリスにおいて取引活動を行なう外国会社（一八一―一九）

最少引受額（二〇）

目論見書の記載事項（二二―二四）

引受手数料ならびに割引（二五―三一）

無担保債権者の保護 貸借対照表その他の書類の開示（三二―三三）

無担保債権者ならびに社債権者（三四）

担保（三五―四二）

債権者による清算申立（四三）

監査（四四）

私会社（四五―五一）

資本税の減額（五二）

会社法の統括（五三）

協定および会社の再建（五四―五六）

基本定款における附随する目的の記載（五七―五九）

小改正（六〇―八八）

有限責任組合（八九）

このようにローアバーン委員会報告書の内容は多岐にわたるが、以下では私会社の法制化とその法規整に関する部分のみを取り上げる。

(9) なお、ローアバーン委員会報告書には、ロンドン商業会議所の報告等の資料をまとめた次の付属文書がある。Appendix to Report of the Company Law Amendment Committee, (Cmd. 3053, 1906).

四 私会社の法制化に関する提言

ローアバーン委員会報告書が私会社の法制化を提言した背景にあったものは次の二つであった。すなわち、一つは小規模企業による株式会社形態利用の増加であり、いま一つは大衆投資家の保護に関する会社法の規整の強化である。

第一の小規模企業による株式会社形態利用の増加は既に一九世紀の半ば以降見られた現象であるが、ローアバーン委員会報告書は、一八九六年から一九〇五年までの一〇年間の動向を調査し、その結果を次のようにまとめている。⁽¹⁰⁾

一八九六年以降、会社企業の増加に極めて顕著な変化があった。一八九六年と一九〇五年を比較すると、登記さ

れた会社の数は、一八九六年の四、二九一社に対し一九〇五年には三、九六七社で僅かに減少しているにすぎないが、その公称資本総額は、一八九六年の約二億八、〇〇〇万ポンドに対し一九〇五年は約一億ポンドでおよそ三分の一に減少している。とりわけ、一九〇一年から一九〇四年にかけて、目論見書または株式引受の勧誘状を一般大衆に対して発行する会社の数が年々減少し、しかも、この間にはそれらの公称資本総額的大幅な減少が見られ、一九〇一年には三六九社で四、八〇〇万ポンドを超えていたのに対し、一九〇四年には二四六社で一、三〇〇万ポンド弱にすぎない。⁽¹¹⁾

これを会社の規模別にもう少し詳しく見ると、公称資本額二〇、〇〇〇ポンド以下の会社の増加が一八九五年以降著しく、その中には公称資本額が五、〇〇〇ポンドに満たないものも多い。他方、一八九八年に初めて見られた公称資本額二〇、〇〇〇ポンドを超える会社の減少の傾向はその後一貫して続いている。⁽¹²⁾ 両者の比率を近時の数字で見れば、一九〇〇年に登記された会社総数四、五〇九社のうち公称資本額二〇、〇〇〇ポンド以下のものは二、七五七社で約六〇パーセント、同じく一九〇五年では三、九六七社のうち二、八三三社で約七〇パーセントであった。⁽¹³⁾

ローアバーン委員会報告書によれば、これらの増加しつつある小規模な会社の大部分は閉鎖的な企業であって、家族的企業が株式会社成りしたものも多く、一般大衆にその資本を求めることはなかった。⁽¹⁴⁾ その社員数はほとんどの場合法定の最低数である七人を超えず、また株式の譲渡を制限しているのが普通であった。⁽¹⁵⁾ 当時、大規模公開会社が「公募会社 (public company)」と呼ばれていたのに対し、こうした会社は「私会社」と呼ばれた。⁽¹⁶⁾

次に、第二の大衆投資家の保護に関する会社法の規整の強化は、イギリスが一九世紀半ばに会社設立について準則主義を採用して以来夙に図られてきたところであるが、詐欺的な会社設立による一般大衆の被害は絶たず、このころの対策として、一九〇〇年会社法 (Companies Act 1900 (63 & 64 Vict. c. 48)) は、大衆投資家に対し

株式の引受を勧誘する目論見書の記載事項を法定し、且つ、この目論見書を発行前に会社登記官に届け出ることを義務づけて当該会社に関する重要事項の十分な開示を確保するとともに（九条・一〇条）、会社設立の基礎を固めるために取締役の選任および公告の要件（二条）と営業開始の要件（六条）を定めた。この結果、目論見書の作成・発行は非常に面倒になり、このため、目論見書の作成・発行は行なわず、とりあえず株式引受業者に会社の株式の大部分を引き受けさせ、あるいは、発起人とその仲間うちのみ引き受け、その後個人的にあるいは株式市場で株式を売却・譲渡するという便法が多くとられるようになった。この場合、これらの株式は当該会社に関する何の情報もないままに一般大衆に売り出されることになり、目論見書に関する一九〇〇年会社法の規整は大衆投資家の保護にほとんど意味をもたなくなった。⁽¹⁷⁾

こうした事態に対処するために、目論見書を発行せず、したがってそれを会社登記官に届け出る必要のない会社も、株式の買い手または引受人が必要な情報を得られるように、目論見書の法定記載事項と同様の内容の目論見書に代わる書面を作成して会社登記官に届け出ることを義務づけられるべきである、とローアバーン委員会報告書は⁽¹⁸⁾提言し、他方、大衆投資家との接触をもたない小規模な会社である私会社はかかる書面の届出を要しないとして、私会社を法律上明確に定義し、公募会社と一般に言われるものと区別することを提言した。⁽²⁰⁾ その提言によれば、「私会社とは、三〇人以下の社員からなる会社で、その通常定款によって株式の譲渡を制限し、社員数が三〇人を超えることを禁止し、且つ、会社のあらゆる株式、社債または不特定額面社債の引受について大衆に対するいかなる勧誘も禁止する会社をいう」ものとされた。⁽²¹⁾

(10) 一八七五年から一八八三年に登記され且つ現実に成立した会社の五分の一は株式を公開して、一八九〇年に登記された会社ではその三分の一、現実に成立した会社ではその二分の一は株式を公開していなかった。これらの非公開の会社の社員数は極めて少なく、大部分は一〇人以下であり、実質的には一人から三人の社員しかいないものが三分の一

キチン (J. Clapham, *An Economic History of Modern Britain: Machines and National Rivalries (1887—1914)* with An Epilogue (1914—1929), 205 (1938).

- (11) Loreburn Report, para. 10.
- (12) *Id.* para. 14.
- (13) *Id.* para. 16.
- (14) *Ibid.*
- (15) *Id.* para. 45.
- (16) Gower, *The English Private Company*, 18 L. & C. P. 535—537 (1933).
- (17) Loreburn Report, para. 17.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Id.* para. 46.
- (20) *Id.* para. 51.
- (21) *Ibid.*

五 私会社の最低社員数に関する提言

一八五六年のジョイント・ストック・カムパニー法 (Joint Stock Companies Act (19 & 20 Vict. c. 47)) 以来、会社の設立登記に必要な最低限の社員数は七人と規定されてきたため、実質的には七人未満、時には一人または二人の構成員からなる小規模な企業が、名義上七人の者を揃えて登記をし、法人格ある有限責任の株式会社となることが慣行化していた。そこで、ローアバーン委員会は、私会社の最低社員数を公募会社の場合の七人より引き下げることは是非について検討している。同委員会によれば、かかる法改正は、社員の大部分を名義人によるという実際上ほとんど意味のない形式主義を廃することにはなるが、これに法改正の十分な理由があるとは思えず、さ

らに、会社法の要求する最低限の社員数を単なる名義人によって満たすという方便の合法性が貴族院の判決によって確認されている以上、⁽²²⁾ 七人の社員を揃えることは実際上何ら不都合を生じないものと思われるから、私会社についてその最低社員数を公募会社の場合の七人より引き下げる必要はないとされた。⁽²³⁾

(22) Cf. Salomon v. Salomon & Co., Ltd., [1897] A. C. 22.

(23) Loreburn Report, para. 48.

六 私会社の計算書類の開示に関する提言

イギリスにおいて、計算書類の開示が一般の会社に法律上義務づけられたのは二〇世紀に入ってからのことであり、それはローアバーン委員会報告書の提言によるものであった。これ以前にはかかる強制はなかった。詳言すれば、一八六二年の会社法 (Companies Act (25 & 26 Vict., c. 89)) はその付則 A 表に監査と計算に関する規定を設けたが、それについて強行規定を設けてはおらず、一八七九年には銀行業を営む会社の監査と計算に関する規定が設けられたが、一般の会社についてはこの時までそのような規定が設けられるには至らなかった。⁽²⁴⁾

有限責任の会社にあつては社員は会社債権者に対して直接なんらの責任も負わず、会社債権者にとっては会社の財産だけがその債権の担保であることから、ローアバーン委員会報告書は、かかる債権者とりわけ無担保債権者を保護するために、有限責任の会社はすべてその貸借対照表を毎年会社登記官に届け出ることによってその企業内容を開示することを義務づけられるべきであると提言した。⁽²⁵⁾

この点に関し私会社の場合にはどのようにすべきかについては、ローアバーン委員会内部に相当の意見の対立があつたようである。すなわち、ある者は、「私会社は大眾に対し株式の引受を求めないが故にその内部事情を公表

する必要がなく、また、貸借対照表のような書類の届出による開示は私会社の利益を著しく害するであろう」として、私会社は貸借対照表の届出を義務づけられるべきではないと主張し、これに対したある者は、「私会社も公募会社と全く同様に破産の可能性を有するのであり、公募会社についてなお一層の開示が望まれるのであれば、この点につき私会社を免除する十分な理由はないのであって、貸借対照表の届出義務を私会社に対して免除するのは現在および将来の債権者のために望ましくない」と主張した。同委員会の多数意見は、結局、後者の立場をとり、貸借対照表の届出義務に関し私会社に対していかなる免除もなすべきではないと提言した。⁽²⁶⁾

(24) Cf. Board of Trade, Report of the Committee on Company Law Amendment, para. 96 (Cmd. 6659, 1945).

(25) Loreburn Report, para. 33.

(26) *Id.* para. 46.

七 結 び

以上、極めて大雑把ではあるが、ローアバーン委員会報告書の私会社に関する主要な提言を見てきた。これに若干の検討を加えて結びとしたい。

まず、私会社の法制化に関するローアバーン委員会報告書の提言は、そのまま法案にとり入れられたが、社員数の最高限については議会の審議の過程で三〇人から五〇人へと修正され、⁽²⁷⁾一九〇七年会社法第三七条第一項は次のように私会社を定義した。

第三七条

(一) 本法において「私会社」とは通常定款によって次の事項を定める会社をいう。

- (a) その株式を譲渡する権利を制限する。
- (b) その社員数を（現に会社に雇用されている者を除き）五〇人に制限する。
- (c) 会社のあらゆる株式または社債の引受について大衆に対するいかなる勧誘も禁止する。

この定義規定は、そのまま一九〇八年会社（統括）法（Companies (Consolidation) Act 1908 (8 Edw. VII c. 69)) に統括され（二二条一項）、その後、一九二九年会社法（Companies Act 1929 (19 & 20 Geo. V c. 23)) を経て（二六条一項）、一九四八年会社法（Companies Act 1948 (11 & 12 Geo. VI c. 38)) に引き継がれ（二八条一項）、一九八〇年会社法（Companies Act 1980 (c. 22)) によって廃止されるまで存続した。⁽²⁸⁾

また、一九〇七年会社法は、目論見書を発行しない場合にも目論見書に代わる書面を会社登記官に届け出なければ会社は株式または社債の割当ができない旨規定するとともに、私会社はこの適用を受けないものとして、この点では全面的にローアバーン委員会報告書の提言を容れた（一条一項・五項⁽²⁹⁾）。

次に、私会社の最低社員数については、法案は、ローアバーン委員会報告書の提言に従い、公募会社の場合と同じく七人としていたのであるが、これも議会の審議の過程で修正され、一九〇七年会社法第三七条第四項は、私会社は僅かに二人の社員で設立されうる旨定めた。これには詐欺的な会社設立を防止するためには七人の署名が必要とされるべきであるとの反対もあったが、結局は、社員数の最低限が七人のままである場合には、従来行なわれてきたように、名義上存在するにすぎない五人の社員を求めることに帰し、無意味であるとされたのであった。⁽³⁰⁾

さらに、私会社の計算書類の開示については、ローアバーン委員会報告書は、この点で公募会社と私会社を区別すべきいわれはなく、私会社にも貸借対照表の届出を義務づけるべきであるとした。しかし、この提言を容れた法案は議会の審議の過程で紛糾の末に修正され、結局、一九〇七年会社法第二一条は私会社にはかかる義務を課さないとした。⁽³¹⁾ この経緯については前稿に詳しい。⁽³²⁾

この私会社に対する計算書類開示義務の免除は、その後六〇年間にわたって私会社制度を揺さぶり続けた。すなわち、その後の私会社制度の大改正はすべてこの免除にまつるのであり、一九四七年会社法（Companies Act 1947 (10 & 11 Geo. VI c. 47)）はこの免除を受ける私会社を限定し（四七条）、一九六七年会社法（Companies Act 1967 (c. 81)）はこの免除を全面的に廃止した（二条）。

ところで、序において述べたローアバーン委員会報告書に関する矛盾する引用の疑問であるが、本稿六において見たように、ローアバーン委員会報告書は私会社に対する計算書類開示義務の免除を容認してはおらず、むしろその開示を積極的に提言しているのであり、シュミットホッフ等によって改訂された「パーマー原著『会社法』」が免除論を唱える意見のみを同報告書から引用しているのは、同報告書の立場について誤解を招く恐れが大きい⁽³³⁾。実際わが国のこれまでの研究はすべてこの引用に従い、一九〇七年会社法が私会社に計算書類の開示義務を免除したのはローアバーン委員会報告書の提言によるものであるとしている⁽³⁴⁾。同じ誤りはスイスの文献にも見られた⁽³⁵⁾。これらはすべて訂正されなければならない。

他方、リヴィヤやシュミットホッフの言うように、私会社に対しては計算書類開示義務を免除する旨の提言はローアバーン委員会報告書にはなかったとするような表現もやや問題が残る⁽³⁶⁾。なぜなら、同報告書は私会社にも計算書類の開示義務を課すことを積極的に提言しているからである。

(27) Cf. 171 Parl. Deb., col. 166 (1907); 181 Parl. Deb., col. 901 *et seq.* (1907).

(28) 一九〇八年会社法は、従来の公募会社と私会社の定義を根本的に変更した。一九〇七年以来、私会社とはその通常定款により株式の譲渡制限・社員数の制限・株式および社債の非公募を定める会社をいい、公募会社とは私会社以外の会社を指した。これに対し、一九〇八年会社法によれば、公募会社とはその基本定款をもって公募会社である旨を定め且つ公募会社としての登記または再登記に関する要件を満たすものと定義され、それは、その商号の末尾に公募会社である旨の文字を付さねばならず、また、法定の最低資本を有さねばならず、さらに、その株式は券面額の四分の一および

- プレミアムの全額が払い込まねばならない。他方、私会社は公募会社以外の会社と定義され、公募会社の要件を満たさないかぎり会社はすべて私会社とされる。それは、基本定款に私会社である旨を定める必要はなく、その商号には従来通り「有限責任 (limited)」の文字を付すだけで足り、また、最低資本額の定めも、株式の払込に関する制限もない。詳しくは、今野裕之「イギリス一九八〇年会社法の理論的基礎——大小会社の区分を中心として——」成城法学（成城大）一〇号（一九八二年）七三頁以下参照。
- (29) *Cf.* 171 Parl. Deb., col. 165 *et seq.* (1907).
- (30) *Cf.* 181 Parl. Deb., col. 903 *et seq.* (1907). なお、一九八〇年会社法第一条第一項は、ジェンキンス委員会 (Jenkins Committee) の勧告に従い、公募会社についても社員数の最低限を二人とした (*Cf.* Board of Trade, Report of the Company Law Committee, para. 31 (Cmd. 1749, 1962))。
- (31) *Cf.* 173 Parl. Deb., col. 1013—1015 (1907); 181 Parl. Deb., col. 889 *et seq.*, 1531—1534.
- (32) 前掲一一二頁以下。
- (33) C. Schmitthoff et al., *supra* note 2, at 12. この旨の記述は同書一九版にはなく、二〇版からあらわれ、現在に至っている。
- (34) 武市春男『イギリス会社法』（一九六二年）六七頁、酒巻俊雄「閉鎖的株式会社の理論と立法動向（一）——英米法の動向とその示唆——」民商法雑誌五八巻一—二号（一九六八年）一一頁註（13）（同『閉鎖的会社の法理と立法』（一九七三年）一一頁註（13）再録）、新城将孝「イギリス会社法における開示制度の動向」法学研究論集（亜細亜大学大学院）二二号（一九七八年）二六頁。
- (35) C. von Greyerz, *Die englische (private company)*, in: *Lebendiges Aktienrecht*, Festgabe für Wolfhart Friedrich Birgi, 168 (M. Boemle et al. hrsg. 1971).
- (36) A. Levy, *supra* note 3 at 159; C. Schmitthoff, *supra* note 3 at 183.

（この・ひろゆき＝本学専任講師）

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry should be supported by a valid receipt or invoice. This ensures transparency and allows for easy verification of the data.

In the second section, the author outlines the various methods used to collect and analyze the data. This includes both manual data entry and the use of specialized software tools. The goal is to ensure that the data is both accurate and easy to interpret.

The third part of the document provides a detailed breakdown of the results. It shows that there is a clear trend in the data, which is consistent with the initial hypothesis. The author also discusses some of the limitations of the study and suggests areas for future research.

Finally, the document concludes with a summary of the key findings and a final statement on the overall value of the research. The author expresses confidence in the results and hopes that they will be helpful to others in the field.